

本宮市議会公式 SNS 運用方針

(趣旨)

第1条 本宮市議会基本条例に定める議会広報活動の充実を図り、本宮市議会の情報を広く市民に提供するため行う公式SNSの運用について、必要な事項を定める。

(公式SNS)

第2条 本宮市議会が運用する公式SNSは、次の各号に定めるものとする。

(1) Instagram

- ・アカウント名：本宮市議会
- ・ユーザー名：motomiya_shigikai_fukushima
- ・ページURL：https://www.instagram.com/motomiya_shigikai_fukushima

(2) Facebook

- ・アカウント名：本宮市議会
- ・ユーザー名：motomiya.shigikai.fukushima
- ・ページURL：<https://www.facebook.com/motomiya.shigikai.fukushima>

(運用者)

第3条 公式SNSの運用者(次の各号に定める者をいう。以下同じ。)とそれぞれの所掌は次のとおりとする。

- (1) 運用責任者は議長とする。
- (2) 投稿責任者は広報広聴委員長とする。
- (3) 投稿内容の作成は広報広聴委員が行う。
- (4) アカウントの運用管理は正副広報広聴委員長及び議会事務局が行う。

(発信する情報)

第4条 公式SNSで発信する情報は、次の内容とする。

- (1) 本会議、委員会等の情報
- (2) 本宮市の行事等に関する情報
- (3) その他広報広聴委員長が必要と認める情報

(投稿時間)

第5条 投稿を行う時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、必要に応じてこの時間帯以外にも投稿する場合がある。

(コメントへの返信)

第6条 本宮市議会では、原則としてコメントに対する返信を行わない。

(お気に入り登録、フォロー及びリポスト等)

第7条 本宮市議会では、原則として他のアカウント及びその投稿に対するお気に入り登録、フォロー、リポスト等を行わない。

(禁止行為)

第8条 本宮市議会は、運用者に対して次に定める内容を含む投稿を禁止する。また、禁止行為を行った、又は行うおそれがあると判断した場合、事前に通告することなく、当該投稿の削除、利用制限等を行うことができる。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの

- (3) 虚偽、事実と異なる内容又は単なるうわさと考えられるもの
 - (4) 政治又は宗教活動を目的とするもの
 - (5) 著作権、商標権、肖像権等市議会又は第三者の権利を侵害するもの
 - (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
 - (7) 人権、思想、信条等の差別又は当該差別を助長させるもの
 - (8) 公序良俗に反するもの
 - (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示又は漏えいする等プライバシーを侵害するもの
 - (10) 有害なプログラム等を含むもの
 - (11) わいせつな表現等を含むもの
 - (12) 意見の公募を除く検討中の素案など意思形成過程にあることへの私見
 - (13) 非公開の会議や守秘義務のある情報など一般への公開を想定されていない情報
 - (14) 市議会または市と利害関係にあるものの秘密に関するもの
 - (15) 他の議員、組織及び団体等に成りますもの
 - (16) 不敬な表現を含むもの
 - (17) 当該 SNS の利用規約等で禁止されている行為
 - (18) その他議長が不適切と判断したもの及び前各号の内容を含むサイトへのリンク
- 2 前項の規定により投稿等の削除を行った場合、本宮市議会は当該公式 SNS により削除を行った旨を周知するものとする。

(コメントの削除等)

第 9 条 公式 SNS の投稿に対して第 8 条に規定する禁止事項に抵触するコメントがされたと運用者が判断した場合、本宮市議会は予告なく当該コメントの削除等を行うことができる。また、本宮市議会は当該コメントを行ったアカウントを予告なくブロックし、かかるべき機関への通報を行うことができる。

(パスワードの管理)

第 10 条 公式 SNS のパスワードは正副広報広聴委員長及び議会事務局が管理し正副委員長に異動があった場合、パスワードを変更するものとする。

(停止又は削除)

第 11 条 議長は、公式 SNS の運営が困難と判断した場合には、本宮市議会ホームページに明記した上で、速やかにアカウント等を停止又は削除するものとする。

(著作権の取扱い)

第 12 条 著作権の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 掲載している情報(文章、写真、イラスト等)に関する著作権は、本宮市議会または正当な権利を有する者に帰属する。
- (2) 掲載している情報について、引用等著作権法上認められた場合を除き、本宮市議会に無断で複製又は転載することは禁止する。また、引用をする場合は、必ず出典を明記するものとする。

(免責事項)

第 13 条 免責事項は、次のとおりとする。

- (1) 本宮市議会が行う情報発信は細心の注意を払っているが、情報の正確性、完全性、有効性について保証するものではないこと。
- (2) 公式 SNS を利用することで生じた直接的又は間接的な損失について、本宮市議会は一切の責任を負わないこと。
- (3) 本運用方針及び内容は、予告なく変更することがあること。

(なりすまし行為への対策)

第 14 条 公式 SNS へのなりすまし対策として、本宮市議会ホームページ内にアカウント名及びリンクを掲載する。

(その他)

第 15 条 本運用方針に定めがない事項については、議長が別に定める。

附 則

この方針は、令和 7 月 11 月 1 日から適用する。